

一般社団法人 日本数学会 旅費規程

平成 21 年 1 月 17 日 理事会承認

2012 年 4 月 1 日改定¹

2015 年 11 月 7 日改定²

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本数学会（以下「本学会」という。）の理事・委員会委員等が、会務または本学会の活動のために移動する旅費に関する基本的な事項を定め、もって本学会の活動の円滑な実施及び旅費の適正な支出を図ることを目的とする。

(旅費の支給範囲)

第2条 旅費支給範囲は、以下に定めるところによる。

- I. 理事会
- II. 委員会
- III. 他の理事長が認める活動

(旅費の計算)

第3条 旅費は、原則として所属する機関の住所を基点とし最も経済的かつ最短順路により計算する。ただし、業務の都合、または、天災・地震・交通事故、その他やむを得ない理由により順路により難いときは、この限りではない。

2 航空機を利用する場合は、エコノミークラスとする。

(旅費の基準)

第4条 旅費は、実費を支給する。

(旅費の仮払い)

第5条 旅費は、出発前に予算金額以内で仮払いを受けることができる。

(国内出張旅費)

第6条 国内出張旅費は、鉄道賃・船賃・航空賃等の交通費・宿泊料・日当をいう、（別表1）に定める旅費を支給する。

第7条 委員会・会議等の開始時間や終了時間の事情により、または、天災・地震・事故、他のやむを得ない事情により宿泊しなければならない場合には、当該委員会・会議等の責任者の判断により、宿泊料を支払うことができる。

2 委員会・会議などの責任者の判断により日当を支給できる。

(協議処理)

第8条 特別な場合で、本規程により処理できないときは、その都度、理事長と事務長が協議して決定する。

(改正)

第9条 本規程の改正は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

(1) 本規程は、平成 21 年 1 月 18 日より施行する。

(別表1)

1. 交通費： 実費（但し、千円未満切上）
（＊航空機を利用する場合は、実費 + 2000 円）
2. 宿泊料： 実費
3. 日当： 2000 円

¹ 2012 年 4 月 1 日に一般社団法人移行に伴い字句の修正を行った。

² 2015 年 11 月 7 日に日当に関する規定を設けた。